毎月1回10日発行

大阪農業時報

発行所
大阪府農業会議
大阪市中央区農人橋2-1-33
JAバンク大阪信連事務センター3階
電話 直通 06(6941)2701～2
http://www.agri-osaka.or.jp
発行人 土井　浩

年金のお受け取りはJAで
JAバンク大阪(JA/信連)
JAバンク大阪へ　検索

主な記事

◎農委・農協改革の問題点を聞く……4～5面
◎認定農業者減少に課題……6面

# 農委改革に憤り

## 会長・会議員から意見表明相次ぐ

### 府内農委系統、要請活動徹底

「農業委員会や農協が果たしてきた役割を軽視している」「地域を無視した荒唐無稽な改革案」――。6月18日開催の市町村農業委員会会長・2号～6号会議員合同会議で、各会長、会議員から規制改革会議がまとめた農業委員会・農協改革案に対する憤りの声が相次いだ。

怒りの声は、政府が6月24日に閣議決定した「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂と規制改革実施計画で頂点に。

各会議員からの声を受けて農業会議は、6月27日開催の第399回常任会議員会議で「農業委員会、農業協同組合の改革に関する要請」を決議。同日、安倍総理、林農相に提出した。

併せて、「農業委員会制度・組織改革に関する要請運動等、当面の取り組み」を決定。各市町村農委から市町村長や地元選出国会議員へ要請活動を徹底することとした。

6月18日の農委会長・2号～6号会議員合同会議では、会長・会議員から改革案の問題点を指摘する意見が出された。

霜野会議員は全国の法人協会会長らの意見を紹介。多くが急進的な改革には否定的だったという

府農業法人協会会長も務める霜野会議員は、6月4日開催の都道府県農業法人組織会長会議でも、急進的な改革案に否定的な意見が多数出たことを紹介。「農委、農協は、農業者にとって地域の相談役、経営のサポート役として欠かせない存在」と述べた。

## 枚方で投票

### 国政選挙上回る投票率

7月6日、枚方市農業委員会では委員定数19人に対し20人の立候補があったため、投票を実施した。

投票率は58・73%となり、同市における直近の国政選挙(昨年参院選)の52・61%を上回った。

(田村)

## 借受け希望、122件

### みどり公社

一般財団法人大阪府みどり公社(大阪府農地中間管理機構)は6月2日～7月1日の期間を対象に、第1回の借受け希望者を公募したところ、7月1日現在で122件の応募があった。

(渡邊)

## 風速計

サッカー・ワールドカップが間もなく閉幕する。日本は残念な結果に終わったが、国の代表としての威信と誇りをかけた戦いに、多くの人が熱中した◆他方、地域の代表を選ぶ農業委員統一選挙が行われた。だが、今回はいつもと雰囲気が違う。公選制や、農協等推薦による選任制度廃止などといった農委、農協改革案が閣議決定されたからだ◆「選挙で地域の代表として選ばれているからこそ、委員は自信と誇りをもって仕事に取り組める」「地域農業の活性化にあたり、農委と農協は車の両輪」などと、農委会長などから憤りの声が寄せられている◆農委法等の関連法案は、来年通常国会での提出が予定されており、今秋に法案検討の山場を迎える。将来に禍根を残さないよう、農委統一改選後、引き続き運動を強化しなければならない。

(北川)

# 地域農業の将来に禍根

## 農委会長・会議員合同会議

6月18日の会議で、東大阪市農委の前田会長は、「農業は貿易自由化の問題でも、自動車産業などの犠牲にされてきた」とし、「幼少から農業に従事してきた経験がある人だからこそ、地域農業のための仕事ができる。農業を知らない人には務まらないのではないか」と疑問を投げかけた。

中谷会議員（府信用農協連）は、農業委員の団体推薦による選任制度廃止について触れ、「農委は合議体の行政委員会であり、農委と農協が一体となって地域農業の活性化や農地の利用調整に取り組むことが欠かせない」と指摘。「このような改革案が実現されると、地域農業の将来に禍根を残すことになりかねない。今こそ、農委系統組織と農協系統組織が力を合わせなければならない」と強調した。

箕面市農委の東山会長は「とんでもない改革案」とした上で「大阪（の農委系統組織）として、組織の力をまとめるようなやり方を考えてほしい」と要望。これに対し、石原農業会議副会長は、関係制度の検討作業が予定されている次の段階に向けて、対応していきたいと応じた。

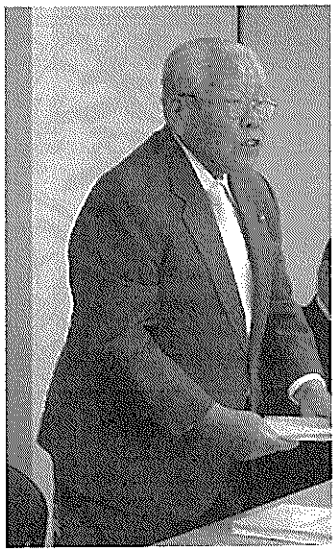

前田会長は、農業委員の選出方法の見直しに疑問を投げかけた

## 農協等推薦の選任制度堅持を 常任会議で決議

6月24日の閣議決定に、各農委会長から批判が高まったことを受け、農業会議は6月27日開催の常任会議員会議で「農業委員会、農業協同組合の改革に関する要請」を決議した。

農委について、①「代表制」を担保する「公選制」と同様の仕組みの検討、②農協等の推薦による選任制度の堅持、③農委法に基づく「都道府県農業会議・全国農業会議所」の系統性の確保、④農委法で定められている「意見の公表、行政庁への建議」等の機能の維持の4点を要望。農協は、農委系統組織と車の両輪の関係にあることから、地域農業の活性化のためには、その役割・機能が十全に発揮できるよう措置すべきとした。

「農委と農協が力を合わせなければならない」と中谷会議員（右）

当日、農委制度・組織改革をめぐる情勢を報告した全国農業会議所・松本専務理事も力強い対応をしてほしいと要望した。

## 早急に要請活動の徹底実施を ブロック会議で意見表明へ

常任会議員会議ではあわせて「農委制度・組織改革に関する要請等の取り組みについて」を決定。府内農委系統組織として、統一改選で各農委会長の任期が終わる7月19日までに早急に要請活動を実施する。農委統一選後には新任委員の不安や動揺を取り除いて任務を全うできるよう研修充実などに取り組む。

要請では、各農委がそれぞれ市町村長へ実施するとともに、地元選出国会議員に対しては、原則、各地区（同一選挙区等）の農委が共同で実施する。

また、農水省が7月に予定している農政局単位のブロック会議（農業会議と農委の役職員等を対象）に各農委会長・事務局長が出席し、意見表明を行うこととした。

なお、農水省では、農委法等規制改革関連法案は来年の通常国会に提出される予定。今秋10月から11月にかけて法案検討の山場を迎える見込みとなっている。

農委会長・2号～6号会議員合同会議のほか、5月から6月にかけて各地区で農委連合会総会が開催されており、その会合でも農委改革への徹底した要請活動等を求める意見が相次いでいた。

6月24日、泉南地区農業委員会連合会総会では全国農業会議所や農業会議の運動姿勢にも批判が向けられた。

泉南市農業委員会中野会長は「泉南地区連として早急に要請活動に取り組むべき」だとした。岬町農業委員会川島会長は「政府の言いなりになるならば、本当に農業会議所や農業会議は不要」だと述べた。

東山会長（左から2人目）は、組織対応を強化するべきと訴えた

# プラン改訂を閣議決定
## 農委・農協改革案のポイント

規制改革会議は6月13日に「規制改革に関する第2次答申」を安倍総理に提出。政府は、答申内容を「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂、「日本再興戦略」「規制改革実施計画」に反映させ、6月24日に閣議決定した。

プランに添付された与党のとりまとめによると、農委改革の目的は、「農業者、特に担い手からみて、農委が良くなり地域の農地利用の最適化が進む」ようにし、「農委批判を終息させ、今後は安定的な業務運営」を行えるようにすることだとしている。

また、農協改革の目的については、「農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行える組織」をめざすとした。農委と同様に「農協批判を終息させ、今後は安定的な業務運営」ができるようにするとしている。

### 意見公表は法文から削除

業務については、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入に重点を置くこと。これらに集中できるように、意見の公表等を法令業務から削除するとしている。

### 選挙制度廃止

農業委員の選出方法は、選挙制度を廃止し、市町村議会の同意を要件とする市長村長の選任制に変更。

### 委員数半分に
### 農協、議会推薦も廃止

委員数は現行の半分程度とし、過半数は認定農業者の中から選任するほか、利害関係がなく公正に判断できる者を必ず入れる。

これらに伴い、議会や農協等の農業団体の推薦による選任制度も廃止するとした。

### 農業会議は農委の連絡・調整

都道府県農業会議・全国農業会議所については、農委ネットワークとして、農委の連絡・調整や業務の効率化等に資する事業、農地利用最適化の優良事例の横展開等を行う法人として、都道府県・国が法律上指定する制度に移行するとされている。

### 農協5年で集中改革

農協については、今後5年間を改革集中期間とし、自己改革を実行するよう要請されている。焦点だった中央会制度をはじめ、多くの項目で具体的な結論を今後の検討に委ねている。

### 中央会、「新たな制度」に移行

農協法上の中央会制度については、制度発足時との状況変化を踏まえて、適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行するとされている。

### 全農株式会社化、前向きに検討

全農・経済連の株式会社化については、独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査して問題がない場合には、前向きに検討することとされている。

### 農委制度・組織改革要請等当面の取り組みの要旨

1　要請活動等の実施（6月下旬～7月中旬）

（1）市町村長、地元選出国会議員等への要請活動を徹底して実施

①市町村長への要請

各農委は、それぞれで各市町村長へ要請を実施

②地元選出国会議員への要請

原則として、各地区（同一選挙区等）の農業委員会が共同で要請を実施

③当面、以下の4点の重点課題に取り組む

・「代表制」を担保する「公選制」と同様の仕組みの検討

・農協等の推薦による選任制度の堅持

・農委法に基づく「農業会議・全国農業会議所」の系統性の確保

・農委法で定められている「意見の公表、建議」等の機能の維持

（2）第22回農業委員統一選挙への対応

引き続き、女性・青年農業者等の登用に向けた取り組みを強化

2　農業委員統一選後における取り組み（7月下旬～8月下旬）

（1）各委員、とりわけ新任委員への理解促進

各農委または各地区農委連合会は、委員研修等を実施し、制度・組織改革をめぐる情勢を周知。また、委員が果たすべき責務について理解促進

（2）各地区農委連合会会長の取り組み

組織が置かれている厳しい状況を踏まえ、各地区連会長は、率先して（1）の取り組みに努める

3　その後

◆情勢を見据えながら、適宜、要請活動等を実施

農委法等規制改革関連法案は、来年の通常国会での提出を予定

今秋10月から11月にかけて法案検討の山場を迎える見込み

# 農委・農協改革の問題点を聞く

規制改革会議は6月13日、農業委員会改革などを盛り込んだ「規制改革に関する第2次答申」を総理に答申した。「農業の成長産業化に向けた農業・農業委員会等に関する改革」とのことだが、掲げられた内容にはさまざまな問題点を指摘する声が多い。そこで、識者からの意見を聞いた。

## 農業委員会設立の原点

元全国農業会議所事務局長　谷脇　修氏

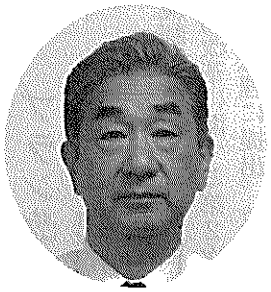

政府が決めた「農業委員会等の改革」の内容は主に次の3点だ。①農業委員の公選制廃止と委員数の大幅減、②意見の公表・建議機能の廃止、③農業委員会法による農業会議・全国農業会議所の制度廃止―である。

農業委員会の設立（昭和26年）は、「農民の創意と自主的な協力」によって農業行政を進め、農業の発展を期すためであった。

「農民の農業事情改善に対する意欲が政策の上に反映され、現実の農業政策が農民によって消化されることが、効果の上から言っても民主的な政治体制の上から言っても不可欠のこと」（檜垣徳太郎著『農業委員会法の解説』昭和26年より）とされた。「農民の自主的な立場における行政関与」の仕組みである。今流に言えば　住民参画の行政である。この農業委員会設立の意義は、今日でも増すことがあっても減ずることはない。

### 次は本丸の農地法に

昭和30年代、徳島県のミカン農家の訴えを発端にできた農業生産法人制度は、農業委員会系統組織が農業者の代表機能を活かした運動を展開し実現したものだ。農業会議・全国農業会議所は運動をリードし、その後も意欲ある農業経営者・農業法人を支援し続けてきた。

農業委員会は農地の権利移転や転用等に関わる行政権限を行使する。そのため農業委員には公平性・公正性が求められる。それを担保しているのが公選制である。市町村長による選任に変えてしまって、どこまで担保できるだろうか。地域の農業や農地、農家のことに精通し、かつ農家から信頼を寄せられた公的な代表だからこそ、適正かつ公正な審査・許可等ができ、農地の利用・権利調整が可能なのである。

経済効率と企業利益を優先し農業・農村市場の支配を狙う「規制改革派」は、今回は農業委員会と農協の両系統組織を弱体化させる挙に出た。次は（5年後）、本丸の農地法を骨抜きにし、企業が農地所有権を取得できるよう迫ってくる。

企業の力を借りることは否定しないが、地域社会と農業の再生の主体はその地域に住む人々である。

地域の農業者が農業行政に参画する民主的な仕組み＝農業委員会等制度の弱体化は、食い止めるべきだ。

## 「地域」の視点が欠落

農業ジャーナリスト　榊田　みどり氏

農業委員を公選制から首長による選任制にし、「農地利用最適化推進委員」を新設し、さらに、農地を保有できる法人の役員・構成要件を規制緩和する。今回の第2次規制改革答申から透けて見えるのは、「農政改革を推進するためには、地域のしがらみにとらわれずに農地集積を進め、地域の農業者に抵抗の強い企業の農業参入も積極的に後押しできる組織に、農業委員会を組み換えたい」という思惑だ。

### 市場原理に基づく乱暴な改革

農業委員は、農地の情報管理が大きな役割のひとつではあるが、各地区から公選制で選出され、地域の実情に寄り添いながら、さまざまな活動をしている現場を各地で見てきた。

地域というのは異質なひとの集まりだ。考え方のちがうひと、自分のことしか考えないひと、いろいろなひとがいる。机上の論理でスッと出した結論のようには動けない、やっかいな代物だ。地域合意をまとめながら作業を進めるのには時間がかかり、はたから見れば、まだるっこしい。

しかし、地域の実情を無視して、現在の農政改革のスピードアップを図るのは、あまりに乱暴ではないか。２０１１年の東日本大震災で東北の農地が深刻な津波被害を受けた際、「これを機に大規模化・効率化を推進し、グローバル化に対応できる新しい農業の創出を」という↙

↙趣旨の発言をした経済評論家や一部メディアと同じ。「そこにひとが住んでいる」という感覚や「地域」という視点がなく、経済効率性だけで判断する市場原理主義の発想だ。

### 農委側も反省すべき
### 女性・青年の登用は賛成

農業委員会にも、反省すべき点は少なからずあると思う。「単なる名誉職になっている」という批判は、私もたびたび聞いてきた。もともと農業委員会は、農業者以外の地域住民に存在感が薄い。農地の情報管理や、施策に沿った農地集積の手足として働くだけでなく、より地域に寄り添った住民との接点づくりやPR活動も必要ではないか。

その意味でも、答申の「女性、青年農業委員を積極的に登用」すべきという部分には賛成する。

## 地域の信任と国民の信頼

神戸大学大学院教授　島村　健氏

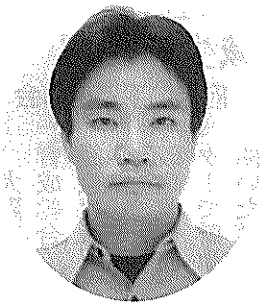

規制改革会議の答申は、農業委員の公選制を廃止し、市町村長の選任制に代えることを提案している。

私は、これまで、いくつかの場で答申に反対する意見を表明してきた。地域の農地を熟知し、地域から信任を受けた農業者でなければ、農地という先祖伝来の財産の処分に関わる行政権限の行使や利用調整といった繊細な仕事を満足にこなすことができない。

### 妥当性欠く選任制への変更

このような厄介な仕事を忙しい農業者が引き受け、遂行しているのは、地域の農業者による選挙で選ばれた「地域の代表」としての自覚と責任感があるからであろう。地域の信任を付与する手続として、選挙という公正かつフォーマルな手続が用意されていることが重要であり、長の選任制に変更することは妥当でない。

### 権限移譲・事務委任の功罪？

他方、最近、水戸市の12期36年務めた古参の農業委員が、農地転用の見返りに現金の受け渡しがあったとして収賄容疑で逮捕されたという報道に接した。朝日新聞によると、他の農業委員は、「自分の地区の審査は、それぞれの委員が担う。農業委員は地元の顔。自分の地区の土地を通せなければ、顔が立たない」、「お互い、地元のメンツをつぶしたくないからあらかじめ電話して根回しをする。そんなの、委員ならみんなやっていることだ」と話しているという。

農業委員会制度の見直しが議論されているこの時期に、農業委員会制度への信頼を揺るがす事件の報道に接したことは、残念でならない。この問題の背景には、知事からの権限移譲・事務委任により各地の農業委員会が転用許可権限を委ねられ、転用希望者に近い地元の農業委員が転用の許否を判断するようになってきているという事情があるといわれている。

### 農外の委員参画等
### リスク低減の改革は必要

首長部局の一般公務員ではなく、広い意味での利害関係者である農業委員会に権利移動許可や転用許可権限の行使を委ねる現行制度は、上記のような不正行為が行われるリスクをもともと孕んでいる。〝利害関係に近い者による行政〟の仕組みが、それが抱えるリスクにも拘らず維持され、国民の信頼を勝ち取るには、当事者の自覚・責任感の涵養（かんよう）に加え、たとえば農地部会への農外の委員の参加、委員の任期制限など制度的な取組みも必要なのではないかと思われる。

## 官邸主導の急進的改革
## 農政を良くする視点不可欠

### 職員協議会、農委制度・組織研修会

大阪府農業委員会職員協議会（会長・橋本河内長野市農委事務局長）と大阪府農業会議は6月17日、農業委員会制度・組織に係る研修会を開催した。講師は全国農業会議所農地・組織対策部長の山村勝廣氏。

研修会では6月13日に内閣に対して行われた規制改革に関する第2次答申を中心に説明。今回の議論は農業・農村の発展を謳っているが、規制改革の視点から官邸主導で行われた、非常に急進的なものであると前置きした。

続いて、農業委員の選挙・選任方法の見直し、農地利用最適化推進委員の新設、都道府県農業会議・全国農業会議所制度の見直し、行政庁への建議等の業務の見直し等の各項目について説明した。

終わりに、今回の組織改革には、農政を良くするために農業委員会がどうあるべきなのかという観点が不可欠であると総括。

農委系統組織の今後の対応として、閣議決定された後、法改正までの間も引き続き地元選出国会議員や府知事、議会議長へ農委系統組織の役割・実績を突きつけ、現場の実態を理解してもらうよう働きかけなければならないと締めくくった。（田村）

## アクションプログラム
# 認定農業者減少に課題
### 府担い手協幹事会

大阪府担い手育成総合支援協議会は6月25日にJAバンク大阪信連事務センターで幹事会を開いた。

幹事会では平成25年度の事業報告・収支決算、平成26年度事業計画・収支予算及びアクションプログラムについて協議が行われた。

大阪版認定農業者の目標件数は、国版・大阪版認定農業者、法人、新規就農者等を合わせて約3100件とした。協議の中で、全国的に担い手が減っている中、大阪も高齢化等で増加が難しい現状であることを報告。それ以外にも「認定農業者になってメリットはあるのか」といった農業者からの意見をふまえた上で、国版・大阪版認定農業者、農業法人等の確保・育成目標数値について議論が行われた。

また本年度の重点課題の一つとして、国版認定農業者等への情報提供の充実を挙げた。かねてより情報の周知に関して、農業者からの要望も多く、農地中間管理機構の農地借受け希望や農の雇用事業の実施経営体の募集といった、担い手の経営改善に関する情報を、関係機関と連携して広く周知する。

加えて、国から受託している収入減少影響緩和対策に係る積立金管理業務に関して説明した。

## 府、経営基盤法基本方針改正
## みどり公社、中間機構の報告

大阪府からは農業経営基盤強化促進法に基づく基本方針の改正に関する説明があった。

今回の改正は基盤法改正と農地中間管理事業推進法を受けて行うもの。

改正では、農地の利用集積は農地中間管理機構が行う事業を中心として進めることが明記された他、青年就農給付金の受給は認定新規就農者になる必要があることなどの変更点があった。

府みどり公社（府農地中間管理機構）から農地の借受け希望者の募集について報告があった。

借受け希望者の応募総数は122件。応募者には、認定農業者や新規就農者だけでなく、準農家や企業参入など様々な経営形態があった。

応募にあたって希望者は府内で農業振興地域がある21市町村から、希望する市町村を選択する。

今回の募集で借り手の希望を把握した上、今後は公社と関係団体とが連携しながら、農地の借受けに向けた調整に努める。なお、借り受け公募は今秋に2回目が行われる予定。

（渡邊）

## 6～8月は農薬危害防止運動月間

大阪府では6月1日から8月31日までの3ヵ月間を平成26年度農薬危害防止運動の実施月間と定めている。1年の中で農薬がもっとも散布される夏に、使用者や販売者へ指導を行い、正しい知識を持って農薬を使用してもらうのがねらい。

府は農業者をはじめ農薬販売者、防除業者、ゴルフ場関係者等を対象とした講習会を開催。農薬取締法や毒物及び劇物取締法関係法令等だけでなく、住宅地における農薬使用の留意点などを説明し、農薬に対して適切な知識を持ち、取扱うことが出来るよう徹底する。

また、府では農業者に農薬の使用基準の遵守や、適切な保管管理、飛散防止等について現場での指導を通して、危害防止に努めていく。

（渡邊）

## 府水田協総会

大阪府水田農業推進協議会の総会が6月12日、JA大阪センタービルで開かれた。

総会では、平成25年度事業報告・収支決算、26年度事業計画・収支予算が承認された。

今年度も引き続き、経営所得安定対策における産地交付金等の助成措置を活用し、水田の多面的機能発揮と自給率向上に向けて、地産地消や消費拡大に向けた活動を進める。

また、来年度から実施される大きな制度変更に備え、地域の実情に合った対策が措置できるように検討を行う。

## 月間農政ファイル
### 6・1～7・1

6・9　農水省は農地中間管理機構ホットラインを開設。事業に関する相談や苦情について国が直接電話やメールを受け付ける窓口となっている。

6・10　気象庁は今夏、エルニーニョ現象の発生可能性が高いことを発表。これを受けて農水省は農作物の生育への影響に関して注意喚起を行った。同現象発生時の夏の西日本は平均気温が低く、日照時間は少なめで降水量は多いという傾向。

6・13　改正担い手経営安定法が成立。27年度から担い手経営安定対策の加入に、面積要件が無くなる。畑作物の直接支払交付金（ゲタ）、米などの収入減少影響緩和対策（ナラシ）の対象者は「認定農業者」と「集落営農」、市町村が認定する「認定新規就農者」。

6・27　兵庫県養父市農委は臨時総会で農地の売買・賃貸借の許可業務を市に移すことに合意。許可業務が農委から自治体に移管されるのは全国で他に例がない。

## 泉南地区連総会
### 各会長「要請強化すべき」

泉南地区農業委員会連合会（会長・仁部憲男田尻町農委会長）は6月24日、田尻町総合保健福祉センターで26年度総会を開催。26年度事業計画等、計4議案を承認した。

農業会議からは鈴木事務局長が出席し、農委組織・制度をめぐる状況について報告。各会長からは、地元選出国会議員への要請等、組織運動を強化すべきとの意見が出た。

## 今年の利用状況照会
### 平成9・12・15年相続分
#### ―国税と猶予制度で情報交換―

近畿府県農業会議は6月24日、大阪市内で大阪国税局と相続税等納税猶予関連情報交換会を開いた。

国税局からは、各税務署から報告のあった納税猶予制度に関する農業委員会の取組事例を紹介。農地パトロールの結果改善が必要な場合、速やかに指導を行い、制度の適正化に努めている他、「農業委員会だより」を発行し、納税猶予制度を周知するなどの事例を説明。引き続き農委と税務署の連携推進をお願いしたい、とした。

情報交換会ではこのほか、国税局から近畿府県の納税猶予適用状況などについて報告があった。

近畿管内の農地等相続税納税猶予管理件数と税額は、昨年6月末の合計で1万8006件、5820億円。この1年間（24年7月から25年6月）の発生件数は432件、83億円。確定件数は275件、11億円となった。

近畿府県農業会議からは、特例適用農地への農地パトロールの実施状況などについて報告した。

また大阪国税局は管内の納税猶予を受けた全ての農地等を担保に提供した事案（以下、「全部担保事案」）について、今年も7月以降に利用状況等の照会を行うとした。今年の対象は贈与税が、昭和51・54・57・60・63・平成3・6年分の全部担保事案。相続税は平成9・12・15年に相続開始があった全部担保事案となっている。

（渡邊）

## 第399回常任会議

大阪府農業会議は6月27日、大阪市内のJAバンク大阪信連事務センターで第399回常任会議員会議を開いた。

第1号議案の農地法第4条及び第5条の規定に基づく知事諮問案件では、12件（1万3089平方㍍）を許可やむを得ないと認める旨、答申することを議決した。

第2号議案の農地法第4条及び5条の規定に基づく岸和田市、貝塚市、松原市、東大阪市、堺市農業委員会会長諮問案件では、9件（1万1693平方㍍）を許可やむを得ないと認める旨、答申することを議決した。

答申の内容は次のとおり。

【第1号議案 知事諮問分】

| | 件数 | 面積（平方㍍） |
|---|---|---|
| 第4条 | 1 | 714 |
| 第5条 | 11 | 1万2375 |
| 合計 | 12 | 1万3089 |

（農地区分別件数は、3種農地9件、2種農地3件）

【第2号議案 農委会長諮問分】

| | 件数 | 面積（平方㍍） |
|---|---|---|
| 第4条 | 2 | 2279 |
| 第5条 | 7 | 9414 |
| 合計 | 9 | 1万1693 |

（農地区分別件数は、3種農地7件、2種農地2件）

第3号議案では、農業委員会、農業協同組合の改革に関する要請について決議した。

また、農業委員会制度・組織改革に関する要請等の当面の取り組みについて協議した。

## 「新・農業人フェア」大阪で開催

「新・農業人フェア」が6月14日、大阪市内で開かれた。

フェア全体の来場者数は、一般企業の雇用状況改善の影響と思われるが、652人で、前回（3月1日開催）の712人より減少した。

「大阪府新規就農相談センター」のブースには、41人（前回54人）の相談者が訪れた。相談者の男女別は、男性30人、女性11人。年代別では、30歳代16人、40歳代10人、20歳代6人、その他年代9人であった。

フェア来場者が減少しているなか、今回のブース訪問者の傾向は、農業に対する基本的な情報収集より、就農に向け具体的な目的意識を持った相談者が目立った。

（脇田）

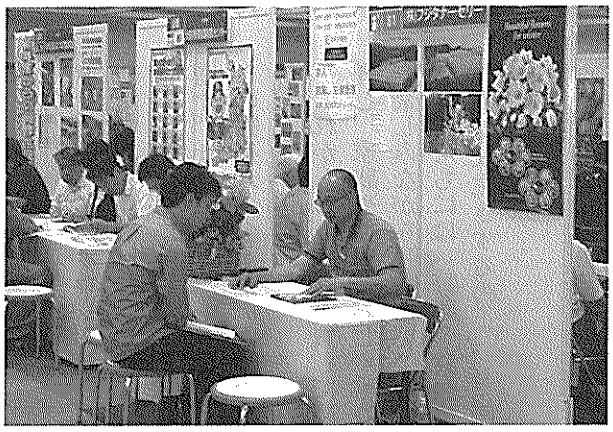

## お詫びと訂正

先月号4面「地区連総会各地で」の記事の中で、三島地区農業委員会連合会の総会開催日を「5月26日」と記載しておりましたが、正しくは「6月3日」です。お詫びして訂正します。

# 大阪狭山市・中林会長が指導
## 小学生が田植え体験

大阪狭山市内の小学校が授業の一環として、今年で6年目となる学習田を実施。6月17日、午前と午後に分けて田植え体験が行われた。午後の部は、大阪狭山市農業委員会・中林勉会長の所有農地（1100平方㍍）に、南第一小学校の小学5年生44人が集まった。

生徒代表が「米作りの大切さを学びたいと思います」と挨拶すると、中林会長は「農家の方の指導をよく聞いて、けがが無いよう体験してください」と応えた。

裸足で田んぼに入った生徒たちは足をとられて倒れそうになりながら、楽しそうに歓声を上げ、30㌢の間隔で張られる田植え縄に添って用意された苗を全て植えた。

「大勢で植えるのは難しいけれど、これだけ奇麗に植えられたら立派なもの」と中林会長は健闘ぶりを称える。

（北川敬子）

田植えのポイントを話す中林会長

「思ったより楽しい！」と歓声を上げる児童

## 随想

# 野菜雑感
## パリと大阪

料理研究家　大野明子

フランス・パリに住んでいた頃、よく通った16区の朝市の八百屋さんの店先は、野菜と果物が一緒に売られていて、その飾り方はパレットの絵の具のようにカラフルで芸術的だった。トマトがあまりにもきれいに積み重ねられていたので思わず手で触って怒られたことがある。

「アボカドを下さい」と言うと「いつ食べるのか？」と聞かれ、「明日」と答えると丁度食べ頃なのを選んでくれる。店員は商品を丁寧に扱い、専門知識を持ち、とっても親切だった。

パリから郊外に出るとズーッと野菜畑が続く。農業国だから季節ごとにたくさんの野菜がパリに集まる。そのお蔭で家庭では野菜料理の多いこと！肉をたくさん食べるから野菜もたくさん食べる。生野菜をサラダにする他、野菜の煮込み料理はクタクタになるまで煮ることも多く、量が多く取れて食べやすい。野菜スープは「飲む」のではなく「食べる」と表現するほど具が多く、季節の野菜を柔らかく煮てバターや牛乳で味付けするだけの簡単な調理だ。

根菜類も柔らかく茹でてバターであえたり、チーズと共にグラタンにする。男性は焼き色の付いたチーズのおこげと匂いを「おふくろの味」と絶賛する。ピクルス等の酢漬けは大抵の家庭で自家製の保存食として作られ、ハムやソーセージと共に前菜で食べる。

バカンス中も、田舎の家で手作りのジャム類を作ったりして、ゆったりと豊かな時間を過ごす。旬の野菜・果物のおいしさを大切に、毎日たっぷり摂取するフランス人。近頃肉食が多くなっている日本人も大いに参考にしたい。

箕面に住んでいる私は、日曜の朝早くから近所の人と30分車を走らせて、朝採れたばかりの野菜や加工品が並ぶ朝市に行く。生産者の名前が記されていて、何度か通ううちにおいしさの信頼感と親しみから同じ人の野菜を買うようになった。このように「朝市」や「道の駅」にドライブがてら出かけ、買い物を楽しめるのはとてもいいことだと思う。

私の作る料理はフランス料理と日本料理のいいところを取ってミックスした「大野スタイル」だ。特にフランスでは味付けに砂糖や醤油を使わないから野菜そのものの味が楽しめる。また、ベーコンが出汁となっていい味を引き出す。パリで習った料理法で日本の野菜を調理する。

同じ野菜でも産地によって随分味が違うことが分かった。

例えば河内のレンコンを黒い土付きのまま購入し、レンコンポタージュを作ったところ、他の産地のものよりはるかに粘りが出て、滋味深い味になり、とてもおいしい。また、肉厚の泉州のタマネギはたくさんスライスしてドレッシングに漬けて保存し、色々な生野菜に混ぜてサラダに使う。水ナスもサラダ感覚で食べるとおいしい！

先日、大阪産の「スイスチャード」という名のホウレンソウに似た野菜を見つけた。茎は赤や黄で見るからに美しく、食欲を増す。サッとゆがいて試食し、この野菜から会話が広がったものだ。

これからも野菜を工夫して調理し、家族や仲間とおしゃべりを楽しみながら頂きたい。そして子供たちには「野菜を食べて健康で長生きするのよ」、と伝えたい。

……

◇筆者の紹介（おおの　あきこ）

渡仏7年の間に「ル・コルドン・ブルー」の料理と菓子の全課程を修了。フランス人の料理研究家宅で家庭料理を修得。現在は箕面市の自宅で、フランス家庭料理を楽しむ教室「Salon d'AKI」を主宰。サロンが企画する「ヨーロッパ食べ歩きツアー」も好評。